

組 織

1. 定款および規則

本会創立総会において定められた定款と規則は前掲のとおりであるが、文化の進展と向上にともない、時世の要請に応じ、定款および規則はその都度特設の委員会、担当理事の打合會議などを行ない、熱心に検討し、その時代色を反影して改正が行なわれた。

そのおもな点をあげると、物価昇銀の上昇に対応するために会費の値上げ、特別会員制度の創設、賛助会員の寄付額の値上げ、特別会員の代表者数も増減したよううかがえる。戦後の物価の騰貴に即応するために会費は急上昇し、間隔も2、3年または毎年値上げを行なったこともあった。

その他としては、総会における表決権の委任制度の創設、土木賞および名誉会員制度の創設、准員制度の廃止、創立当初は議決と執行を同一の機関で行なっていたものを分離、専務理事制度の確立等。また満州土木学会との提携、第二次世界大戦逐行に対する協力、戦後物資不足のため会誌発行不能であった時代の新聞（土木ニュース）発行、役員選任も当初は東京周辺在住者に限定されていたが会員の増加と交通機関の発達により全国的のものとなりその数も逐次増加された。

つぎに改正年と要点をあげる。

大正5年 規則の一部改正

正員入会手続の一部変更、准員資格の緩和、学生員の入会金徴収と会費値上げ、退任会長は役員会に出席意見を述べることができる。事務所の所在地変更。

大正8年 規則の一部改正

正員、准員、学生員の会費値上げ

大正9年 規則の一部改正

土木賞の創設

大正12年 規則の一部改正

正員、准員、学生員の会費値上げ

昭和7年 定款および規則の改正

定款 名誉員および特別員の新設、総会における

表決権の委任制度を創設

規則 特別員の定義入会手続権利等を規制、准員の資格緩和、学生員の資格を在学生に限定、名譽員の会費免除、および役員会に出席意見発表を認める、常議員の定数増および居住地拡張

昭和8年 定款および規則の改正

定款 事業を具体的に明示、支会を支部と呼称変更・正員の資格緩和、総会および役員会について規制、常議員定数の決定権を規則に委任、役員居住地の拡張
規則 入会手続の簡略、入会承認通知発行、特別員として任意法人を認める、入会金値上げ、会費納入期変更、役員選考方法を規制、常議員が会務執行にあたることを規制、常議員の定数増加、委員会講演会を規制

昭和11年 定款および規則の改正

定款 理事（会長1名、副会長2名を含む）9名を常議員の互選で決定、常議員会の構成に会長、副会長、支部長を含み名譽員、元前会長の意見発表を認む。

規則 特別員の権利を正員と同等とする、会務担当を細分する。

昭和13年 規則の一部改正

特別員の代表者を増加

昭和15年 定款の一部改正

常議員の定数を増加

昭和16年 定款および規則の一部改正

満州土木学会との提携関係条文を追加、正員の呼称確立

昭和21年 定款および規則の一部改正

定款 事業に新聞発行を追加、6支部（北海道、東北、中部、関西、中国・四国、西部）を明記、准員の権利を正員と同等とした。正員の資格緩和、入会金廃止、現行の理事制とし正員中から常議員が選挙することとし執行機関を確立した。常議員の居住地の制限を廃止し全国から選任することにし定数も50名以内と増員した。

会計年度も歴年制を現行の4月1日から翌年3月31日までに改めた。

規則 特別員代表者数の減員、会費の値上げ、賛助員の寄付額を値上げ、役員の選舉規制、理事の会務担当の一部変更

昭和26年 規則の一部改正

正員、特別員の会費値上げ

昭和 27 年 規則の一部改正
正員、准員、学生員会費の値上げ

昭和 31 年 規則の一部改正
各種会員の会費値上げ

昭和 32 年 規則の一部改正
特別員会費の値上げ、贊助員の寄付額値上げ

昭和 33 年 定款の一部改正
准員制度を廃止

昭和 34 年 定款の一部改正
専務理事制度を創設、理事定数増加

昭和 35 年 規則の一部改正
正員、学生員の会費値上げ、特別員に特級を創設

昭和 36 年 規則の一部改正
特別員会費の値上げ

昭和 37 年 規則の一部改正
正員、学生員の会費値上げ

昭和 38 年 定款および規則の改正
定款 関東支部を新設、会員と呼称変更、理事定数増加 (25~30 名)、監事 (2 名) 新設、常議員を評議員と呼称を変更し定数を増加 (75~100 名)、東京都内で事務所の変更が常議員会に委任してあったのを廃止、贊助員会員の寄付額の認定その他を理事会に委任、一部規則にゆずりその他慣行を成文化し、条文、文章を整理した。

規則 関東支部関係を追加、特別員会員の権利を確定、会員の所属支部を規制、理事の担当会務を整理統合 (総務、企画、経理、編集出版、調査研究)、選挙その他従来の慣行を成文化し、定款から一部移し条文、文章の整理を行なった。

昭和 39 年 定款および規則の改正
定款 土木図書館に関する条文を追加

規則 支部長の職務を規制、評議員定数決定の会員現在数を 1 月末日現在と変更。

以上のような経過をたどり今日の定款ができ上った。
つぎに現在の定款および規則を示す。

社団法人 土木学会定款	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">(昭和21年10月5日 改正)</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 23年5月29日 一部改正</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 24年4月9日 一部改正</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 32年3月31日 一部改正</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 33年10月16日 一部改正</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 38年8月1日 改正</td><td style="width: 10px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: right; vertical-align: bottom;">〃 39年8月8日 一部改正</td><td></td></tr> </table>	(昭和21年10月5日 改正)		〃 23年5月29日 一部改正		〃 24年4月9日 一部改正		〃 32年3月31日 一部改正		〃 33年10月16日 一部改正		〃 38年8月1日 改正		〃 39年8月8日 一部改正	
(昭和21年10月5日 改正)															
〃 23年5月29日 一部改正															
〃 24年4月9日 一部改正															
〃 32年3月31日 一部改正															
〃 33年10月16日 一部改正															
〃 38年8月1日 改正															
〃 39年8月8日 一部改正															

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人土木学会（以下学会と称する）という。

(事務所)

第 2 条 この学会は、事務所を東京都新宿区四谷 1 丁目無番地におく。

(支 部)

第 3 条 この学会は、支部をつぎの地区におく。

北海道地区、東北地区、関東地区、中部地区、関西地区、中国・四国地区、西部地区。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 4 条 この学会は、土木工学の進歩および土木事業の発達を図りもって学術文化の進展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 5 条 この学会は、前条の目的を達成するためにつきの事業を行なう。

1. 土木工学に関する研究発表会、講演会、講習会等の開催および見学視察等の実施
2. 会誌その他土木工学に関する図書、印刷物の刊行
3. 土木工学に関する調査、研究ならびに奨励、援助
4. 土木関係図書その他資料の収集および保管
5. 土木工学に関する建議ならびに諮問に対する答申
6. その目的を達成するために必要なこと

第 3 章 会 員

(会員の種別)

第 6 条 会員はつきの 5 種とする。

1. 正会員 つきの 1 に該当するもの
 - (1) 土木業務に関し、学識経験ある者
 - (2) 土木工学専門の教育を受け、その業務に従事している者
 - (3) 前各号に準ずる者
2. 学生会員 土木工学に関する学科を修めるため大学、高等工業専門学校、高等学校およびこれに準ずる学校に在学中の者
3. 特別会員 この学会の目的、事業に賛同する個人または団体
4. 贊助会員 この学会の運営に著しく貢献し、理事会において推挙された個人または団体
5. 名誉会員 土木工学または土木事業に関する功績が特に顕著であって総会において推挙された者

(入会と会費)

第 7 条 正会員、学生会員および特別会員となるには土木学会規則（以下規則という）の定めるところにより入会手続きをなし、理事会の承認を経なければならない。

2. 会員は規則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。
3. 既納の会費はいかなる理由があっても返還しない。

(会員の特典)

第 8 条 会員は、つきの特典を有する。

1. 研究成果を会誌その他刊行物または研究発表会において発表すること
2. 研究発表会、講演会、講習会、見学視察等の行事に参加すること
3. 会誌の無料配布を受けるほか優先して学会刊行し図書を入手すること

4. 学会保管の土木関係図書その他資料閲覧すること
2. 会費滞納 1カ年以上におよぶときは前項の特典を停止されることがある。

(資格の喪失)

第9条 会員は、つぎの事由によって、その資格を喪失する。

1. 退会
2. 禁治産者または準禁治産者宣告
3. 死亡、失踪の宣告または団体会員の解散
4. 除名

(退会)

第10条 会員で退会しようとする者は、その義務を完了した後、退会届を提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員がつぎの1に該当するときは、理事会の議決を経て、除名することができる。

1. 会費を2カ年以上滞納したとき
2. この学会の名誉を傷つけまたはこの学会の目的に反する行為があったとき

第2章 理事および監事

(理事および監事)

第12条 この学会に、つぎの理事および監事をおく。

1. 理事 25名以上30名以内、うち会長1名、副会長3名および専務理事1名
2. 監事 2名

(理事、監事の選任)

第13条 会長、副会長、専務理事その他の理事および監事は、正会員の中から評議員が選任する。

(理事の職務)

第14条 会長は、この学会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
3. 専務理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の決定にもとづき日常の会務を処理する。
4. 会長、副会長以外の理事は会長、副会長を補佐し、会務を処理する。
5. 理事は、理事会において第24条に定める事項を審議表決する。

(監事の職務)

第15条 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(理事および監事の任期)

第16条 理事および監事の任期は、つぎのとおりとする。

1. 会長である理事 1年
2. 副会長である理事 2年 毎年1名または2名を改選する
3. 専務理事 4年
4. 会長、副会長、専務理事、以外の理事 2年 原則として毎年半数を改選する
5. 監事 2年 每年半数を改選する

2. 任期の始期は、通常総会の翌日とする。理事および監事は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(理事、監事の報酬)

第17条 理事および監事は、名誉職とする。ただし専務理事は有給とする。

第5章 評議員

(評議員)

第18条 この学会に75名以上100名以内の評議員をおく。

(評議員の選任)

第19条 評議員は、正会員の中から規則の定めるところにより選任する。

(評議員の職務)

第20条 評議員は、理事および監事を選任するほか評議員会において第28条に定める事項について審議表決する。

(評議員の任期)

第21条 評議員の任期は、2年とする。

2. 原則として毎年半数を改選する。

3. 任期の始期は、第16条第2項を準用する。

(評議員の報酬)

第22条 評議員は、名誉職とする。

第6章 会議

(理事会の組織と招集)

第23条 理事会は、理事をもって組織し、議長は会長がこれにあたる。

2. 理事会は、毎月1回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めたときは、随時招集する。

(理事会の議決事項)

第24条 理事会は、評議員会に提出する議案およびその他会務運営に関する事項を議決する。

(理事会の定足数および議決)

第25条 理事会は、理事現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは、出席者とみなす。

2. 議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

(評議員会の招集)

第26条 定例評議員会は、毎年3月および5月に会長が招集する。

2. 臨時評議員会は、つぎの場合会長が招集する。

1. 会長または監事が必要と認めたとき

2. 評議員現在数の3分の1以上から、会議の目的である事項を示し請求があったとき

(評議員会の定足数、議長の選任および議決)

第27条 評議員会は、評議員現在数の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 議長は、出席者の中から選挙により選任する。

3. 議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可

否同数のときは議長が決する。

(評議員会の議決事項)

第28条 評議員会は、つぎの事項を議決する。

1. 基本財産への繰入
2. 規則の制定および改訂
3. 事業計画および予算
4. 総会提出議案
2. 評議員会において議決された事項は、これを総会に報告する。

(総会の招集)

第29条 通常総会は、毎年1回会計年度終了後2ヵ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、つぎの場合会長または監事が招集する。
 1. 会長が必要と認めたとき
 2. 監事が必要と認めたとき
 3. 会員現在数の20分の1以上から会議に付議すべき事項を示して、総会の招集を請求されたとき、この場合請求のあった日から30日以内に招集しなければならない
 3. 総会の議長は、会長が、これにあたる。

(総会の招集方法)

第30条 総会の招集は、開催2週間前に、日時、場所および会議に付議すべき事項をこの学会の刊行物または書面をもって会員に通知する。

(総会の定足数および議決)

第31条 総会は、現在会員数の20分の1以上の出席によって成立する。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす。

2. 議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

(総会の議決事項)

第32条 総会は、つぎの事項を議決する。

1. 事業報告および決算報告
2. 定款の変更
3. 基本財産の処分または担保の設定
4. 名誉会員の推挙
5. 解散および残余財産の処分
6. その他会務運営に関する重要なこと

(議事録)

第33条 総会、評議員会および理事会の議事録は、議長が作成し、議長および出席者代表2名以上が署名押印の上議長これを保存する。

(総会の決議事項の通知)

第34条 総会の決議事項は、会員に通知する。

第7章 資産および会計

(資産の区分)

第35条 この学会の資産の区分は、つぎの2種とする。

1. 基本財産 評議員会において繰入れを議決された財産

2. 運用財産 会費、事業から生ずる収入、資産から生ずる果実、寄付金その他基本財産以外の財産

(基本財産の処分に関する制限)

第36条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、事業遂行上やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ文部大臣の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(会計年度)

第37条 この学会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更ならびに解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第39条 この学会を解散しようとするときは、総会において、出席者の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第40条 この学会の解散に伴う残余財産の処分は、総会において出席者の4分の3以上の議決を経なければならぬ。

第9章 補 則

(定款施行)

第41条 この定款施行に必要な規定は、評議員会の議決を経て規則で定める。

付 則

1. この定款は、文部大臣の認可のあった昭和39年8月8日から実施する。

2. 旧定款による常議員は、この定款施行の日から評議員となる。

社団法人 土木学会規則

昭和21年10月5日	改 正
〃 23年5月29日	一部改正
〃 24年3月31日	一部改正
〃 25年2月28日	一部改正
〃 26年3月28日	一部改正
〃 27年3月29日	一部改正
〃 32年3月31日	一部改正
〃 33年10月16日	一部改正
〃 36年1月30日	一部改正
〃 38年8月1日	一部改正
〃 39年4月1日	改 正

この学会の運営に関しては、定款に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

第1章 支 部

(支部の名称および所在地)

第1条 支部の名称および所在地は、つぎのとおりとする。

1. 北海道支部 北海道 札幌市
2. 東北支部 宮城県 仙台市

3. 関東支部 東京都 新宿区
4. 中部支部 愛知県 名古屋市
5. 関西支部 大阪府 大阪市
6. 中国四国支部 広島県 広島市
7. 西部支部 福岡県 福岡市

(地区的範囲)

第2条 地区の範囲は、つぎのとおりとする。

1. 北海道地区

北海道一円

2. 東北地区

青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

3. 関東地区

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県

4. 中部地区

富山県、石川県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

5. 関西地区

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

6. 中国四国地区

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県(下関市を除く)、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

7. 西部地区

九州一円および山口県下関市

(支部長)

第3条 各支部に支部長を置く

2. 支部長は、支部を代表し、支部会務を総括する。

(支部規定)

第4条 支部長は支部規定を定め会長に提出する。

第2章 会員

(入会手続)

第5条 会員になるには所定の入会申込書に、会費を添えて事務局に提出するものとする。

(会員資格の取得)

第6条 会員は、その資格を入会通知書の発行日から取得する。

(学生会員から正会員に資格変更)

第7条 学生会員は、卒業と同時に正会員となる。

(会員の所属)

第8条 会員は、つぎの地区別によって支部に所属する。

1. 在職者は、勤務個所所在地の地区
2. 非在職者は、現住所所在地の地区
3. 学生会員は、学校所在地の地区
4. 団体会員は、事務所所在地の地区
5. 海外居住者は、関東地区

(特別会員の権利)

第9条 特別会員は、その種別によりつぎの権利を有する。

特級 正会員	5名分	1級C 正会員	2名分
1級A 同	4名分	1級D 同	1名分

1級B 正会員 3名分 2級 正会員 1名分

第3章 会費

(納付)

第10条 会費は、前納とする。ただし特別の事情があるときは、年2回に分納することができる。

2. 年度中途で入会または資格を変更したものは、その後月から資格に相当する会費を納めなければならない。

(会費)

第11条 会費は、会員の種別に応じて、つぎのとおりとする。

種別	年額
正会員(沖縄を含む)	1 800 円
同(外地会員)	8 米ドル
学生会員(沖縄を含む)	900 円
同(外地会員)	4 米ドル
特別会員	
特級	100 000 円以上
1級A	70 000 円
1級B	40 000 円
1級C	20 000 円
1級D	10 000 円
2級(学校および図書館)	5 000 円

(会費の免除)

第12条 賛助会員、名誉会員は、会費を免除する。

2. 正会員で、一時に 20 カ年分の会費を納めた者または継続して 40 年を越えた者は、爾後免除する。

第4章 選挙

(理事および監事の選任方法)

第13条 理事および監事の選任は、選挙による。

(評議員の選任方法)

第14条 評議員の選任は、各支部所属の正会員、特別会員、賛助会員および名誉会員の選挙による。

(選挙の告示)

第15条 選挙に関する告示は、土木学会誌の会告によって公示する。

(選挙の管理)

第16条 選挙に関する事務は、理事、監事については、理事会が管理する。

2. 評議員については、支部が管理する。

3. 選挙は毎年通常総会前に終了し、支部管理者は、評議員選挙の結果を会長に報告する。

(理事の被選挙者定数)

第17条 理事の被選挙者定数は、評議員会で定める。

(評議員の被選挙者定数)

第18条 評議員の被選挙者定数は、その年の1月末日現在における各支部所属の会員 200 名に付き 1 名の割合とし、端数は 4 拾 5 入とする。

(投票)

第19条 理事、監事および評議員の投票は、つぎによる。

1. 理事および監事の投票は、評議員が行なう
2. 評議員の投票は、正会員、特別会員、賛助会員および名誉会員によって地区ごとに行なう
3. 投票は、正規の投票用紙を用い、連記無記名で行なう

(理事、監事および評議員の補充)

第20条 理事、監事および評議員の補充は、つぎによる。

1. 理事および監事は、補欠選挙による
2. 評議員は、その地区の次点者をもってあてる。

(投票の効力)

第21条 つぎの各号に該当する投票は、無効とする。

1. 正規の用紙を用いないもの
2. 定数を越えて被選挙者名を記載したもの
3. 氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所または、敬称の類を記入したもののは、この限りでない。

(当選者の決定)

第22条 有効得票数の多い者から順次に定数に達するまでを当選者と定める。

2. 得票数が同数の場合は、年長の順で決定する。

(当選後の手続)

第23条 当選者が決定したときは、会長は、直に就任手続をすると同時に選挙の結果を理事、監事および評議員に通知し、かつ通常総会に報告する。

第5章 会務

(理事の担当)

第24条 この学会の会務を執行するため総務、企画、経理、編集出版および調査研究の5部門を置き、会長および副会長、以外の理事の中から担当理事を定める。

(総務部門)

第25条 総務部門担当理事は、つぎの会務を処理する。

1. 官公署、公共企業体および団体との連絡に関すること
2. 國際会議に関すること
3. 定款、規則、制度、内規その他法規に関すること
4. 総会、評議員会および理事会に関すること
5. 会員の入退会に関すること
6. 関係委員会に関すること
7. その他、他部に属さないこと

(企画部門)

第26条 企画部門担当理事は、つぎの会務を処理する。

1. 学会運営の企画に関すること
2. 広報に関すること
3. 関係委員会に関すること

(経理部門)

第27条 経理部門担当理事は、つぎの会務を処理する。

1. 予算、決算に関すること
2. 基本財産、運用財産の管理に関すること
3. 関係委員会に関すること

(編集出版部門)

第28条 編集出版部門担当理事は、つぎの会務を処理する。

1. 土木学会誌、土木学会論文集、その他刊行物の編集出版に関すること
2. 出版物の頒布に関すること
3. 関係委員会に関すること

(調査研究部門)

第29条 調査研究部門担当理事は、つぎの会務を処理する。

1. 学術および技術の調査に関すること
2. 規格、標準等に関すること
3. 教育に関すること
4. 研究成果の発表に関すること
5. 関係委員会に関すること

(担当部門)

第30条 理事の担当部門は、理事会で定める。

(専務理事の担当)

第31条 専務理事は、各部門を担当するほか各部門の連絡調整にあたる。

2. 専務理事は、事務局を統括して、理事会から委任された会務を処理する。

(委員会)

第32条 会務を執行するため必要あるときは、委員会を設けることができる。

2. 委員会に関する規定は、会長が定める。

(事務局)

第33条 会務を執行するため事務局を設け、有給の職員および嘱託をおく。

2. 事務局の職制および職務に関することは理事会で定める。

第6章 表彰

(土木賞)

第34条 土木工学に関する優秀な論文を発表し、または設計考案および施工技術に著しい功績のあった者に対し土木賞を授与する。

(吉田賞)

第35条 コンクリートおよび鉄筋コンクリートならびにこれらに関する優秀な論文を発表し、または工事等に功績のあった者に対し吉田賞を授与する。

2. コンクリートおよび鉄筋コンクリートならびにこれらに関する研究に従事する者で、特に独創性と将来性に富む者に吉田研究奨励金を授与する。

(表彰)

第36条 前2条以外で土木工学または土木事業に特に功績のあった者を表彰することができる。

第7章 会計

(事業計画および予算)

第37条 事業計画および予算は、会長が編成し、評議員会に提出する。

(事業報告および決算報告)

第38条 事業報告および決算報告は、会長が作成し、通常総会

に提出する。

(剩余金および欠損金)

第39条 決算に剩余金または欠損金を生じたときは、翌年度に繰越すことができる。

(予算外の権利と義務)

第40条 予算で定めたものを除くほか、新たに義務の負担をなし、または、権利を放棄しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

2. 借入金についても前項に同じ。ただしその会計年度内の収入をもって償還する一時仮入金を除く。

付 則

1. 文部省令（昭和 27 年 6 月 16 日）第 14 号に定められた規定は遵守する。

2. この規則施行前の会員の既得権は尊重する。

3. この規則は昭和 39 年 4 月 1 日から施行する

× × ×

定款および規則は以上のとおりであるが、規則第 34 条、第 35 条に示されている土木賞・吉田賞については後でもふれるが、参考のために土木賞授与規程および吉田賞委員会規程をかかげる。

土木賞授与規程

(総 則)

第 1 条 土木学会規則第 33 条による土木賞の授与はこの規定による。

(受賞の資格)

第 2 条 受賞者は土木学会会員に限り土木賞委員会で選び、原則として毎年これを授与する。

(賞の種類およびその内容)

第 3 条 土木賞はこれを土木学会賞と土木学会奨励賞とに分ち、その内容はいずれも学術賞と技術賞の 2 種とする。

第 4 条 土木学会賞は土木工学に関する学術、技術の進歩発展に独創的な業績をあげ、顕著な貢献をなしたと認められたものに授与される。

第 5 条 土木学会奨励賞は土木工学に関する学術、技術の進歩発展に寄与し、独創性と将来性に富むものと認められたもので、原則として満 35 才未満の者に授与される。

(土木賞の対象)

第 6 条 土木賞は、原則として学会誌、論文集その他学会（支部をふくむ）の刊行物に研究論文、計画、設計施工、考案などの報告、業績またはそれらの要旨が登載されたものの中から選ばれる。

(受賞者の義務)

第 7 条 学会誌および論文集（学会誌は会員全部に、論文集は希望会員に配布される）に登載されていない報告業績またはそれらの要旨が土木賞に選ばれた場合は、受賞者はその要旨を学会誌に発表しなければならない。

(その他)

第 8 条 受賞者には総会において賞状および賞牌を授与し、賞金を付与する。

第 9 条 土木賞委員会の構成、運営その他は別に内規で定める。

吉田賞委員会規程

第 1 条 土木学会吉田賞委員会は吉田賞受賞者および吉田研究奨励金を授与されるものを決定するためのものである。

第 2 条 吉田賞はコンクリートおよび鉄筋コンクリートならびにこれらに関連する優秀な研究、工事等を行なったもの（個人またはグループ）にたいして授与される。

吉田研究奨励金はコンクリートおよび鉄筋コンクリートならびにこれらに関連する研究に従事するもので、特に独創性と将来性に富むと認められたもの（個人または研究グループ）に授与される。

第 3 条 吉田賞の受賞者は土木学会の刊行物・コンクリートおよび鉄筋コンクリートに関連する学協会の刊行物・その他これに類似の刊行物に、研究論文、設計・施工・考案等の報告またはそれらの要旨が登載されたものの中から選ばれる。

吉田研究奨励金を授与されるものは応募したものの中から選ばれる。

第 4 条 土木学会の会誌または論文集に登載されていない研究論文、設計・施工・考案等の報告またはそれらの要旨が吉田賞に選ばれた場合受賞者はその要旨を土木学会誌に発表しなければならない。

吉田研究奨励金を授与されたものは、その研究成果の報告書を翌年度の 4 月 10 日までに本委員会に提出しなければならない。研究成果の公表については、本委員会の指示にしたがわなければならない。

第 5 条 吉田賞の受賞者には土木学会通常総会において、賞状および賞牌を授与し賞金を付与する。

吉田研究奨励金は、土木学会通常総会において、奨励状と共にこれを授与する。

第 6 条 本委員会の構成、運営、その他は別に内規で定める。

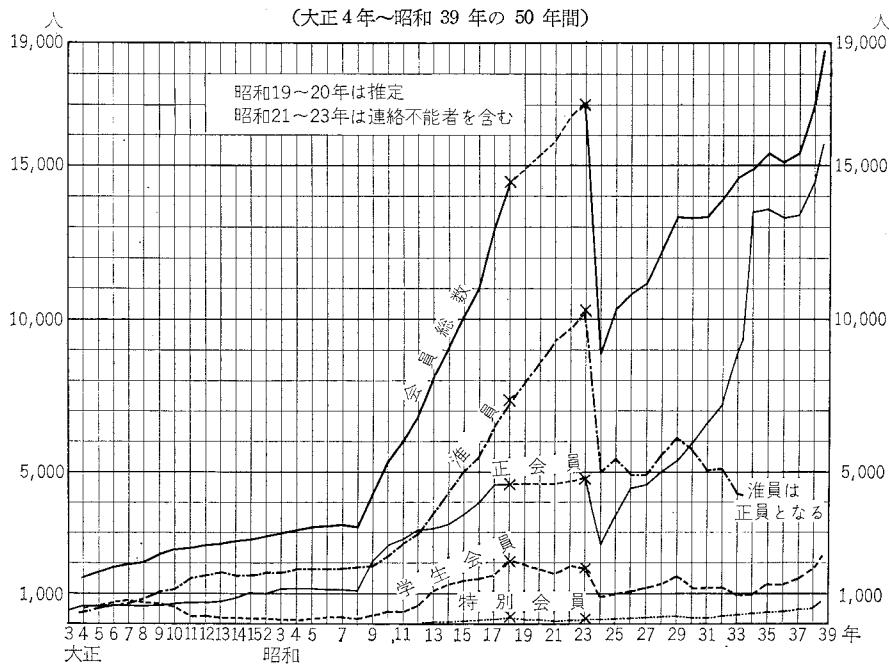
2. 会 員

本会の会員は定款にあるように現在は 5 種に分けられている。創立当初は 2 ページに示した定款案および規則案にみられるように、「工学専門ノ高等教育ヲ受ケ其程度ニ依リ 5 ケ年乃至 10 ケ年以上其業務ニ從事シタル者又ハ土木工事設計ノ技能ヲ有シ 5 ケ年以上重要ナル工事ヲ担任シタル者」を会員とし、「工学専門高等教育ヲ受ケタル者又ハ工学ノ知識ヲ有シ 3 ケ年以上土木工事ニ從事シタル者」を准員とし「工学ニ志アル者デ年齢満 30 歳迄ノ者」を学生員とし、以上の他に贊助員を加え、4 種類であった。

しかし時代の推移とともに会員の資格も数回変更され昭和 7 年 1 月の定款改正により名譽員、特別員が加えられ会員の種別は 6 種類となり、間もなく初代会長古市公

各年度末会員数

(大正4年～昭和39年の50年間)



威氏が名誉員に推挙され以後名誉員が増加し、会員の種別は最近まで前記の6種類であった。しかし昭和32年以来准員制度についていろいろ検討が加えられ、昭和33年4月以来この制度を廃止、現在は名誉会員、正会員、学生会員、賛助会員、特別会員の5種類になっている。

会員の動きは創立当初は、先にも述べたようにわずか443名であったものが年々増加し、現在は19000名を数えその推移は図のとおりである。

この図を見ると昭和8年以降において会員数がいちじるしく増加していることがわかる。これは定款および規則を改正して会員の資格を拡張したことおよび関西、北海道、東北、中部、西部、朝鮮の各地に支部を設置し積

極的に会員獲得にあたった結果である。昭和18年から23年にかけての点線は戦争中、および終戦後外地会員その他連絡不能な会員をふくめた概数であり、昭和24年になり急激に下降しているのはこれらを全部整理しためたである。その後順次上昇し、特にここ数年間の伸びがいちじるしいのは昭和32年頃から始めた会員倍加運動の成果と、最近ではとく50周年を目標に積極的に新入会者を勧誘したことである。また産業界の技術者不足を反映し、文部省の理工科系学生の増員による自然増から学生会員の数も大幅に増加しつつあり、会員の平均年令も最近の調査で32才となっている。また、本会の会員は各分野に幅広く分布しており、政界、財界、産業界、学

支部および種類別会員数（昭和38年1月と昭和39年8月の比較）

別 現員 支部別	正会員			学生会員			特別会員			名誉会員			賛助会員			合計		
	38年 1.1	39年 8.1	士	38年 1.1	39年 8.1	士	38年 1.1	39年 8.1	士	38年 1.1	39年 8.1	士	38年 1.1	39年 8.1	士	38年 1.1	39年 8.1	士
北海道	800	841	41	143	164	21	36	165	129	1	1	0	3	3	0	983	1174	191
東北	862	861	-1	154	190	36	42	50	8	1	2	1	1	1	0	1060	1104	44
関東	5651	7227	1576	397	962	565	269	298	29	30	38	2	12	12	0	6359	8537	2178
中部	1699	1877	178	179	195	18	40	49	9	4	2	-2	3	3	0	1925	2126	201
関西	2337	2764	427	486	636	150	64	77	13	6	10	4	6	6	0	2899	3493	594
中国・四国	921	988	67	55	23	-32	24	36	12	1	2	1	3	3	0	1004	1052	48
西部	1050	1021	-29	67	91	24	23	25	2	0	1	1	2	2	0	1142	1140	-2
外國	86	102	16		2	2	269	298	29	2	2	0	0	0	0	86	106	20
合計	13406	15681	2275	2263	2263	782	502	700	198	45	58	13	30	30	0	15464	18732	3688

界などにも多数の会員の名前がみられる。政界では今まで3人の大臣が出ており、現に参議院では6名の会員が活躍しているのをはじめ、知事、市長の職にある方々もいる。そのほか親子三代にわたる会員、外国人会員もみられる。なほ、38年1月1日および39年8月1日現在の支部別および種類別の会員の状況は表のとおりである。

3. 役 員

本会創立以来学会の事業を遂行するために定款および規則の定めるところにより毎年役員、その他を選挙しそれぞれの目的の遂行のために最善の努力をつくしてい。創立当初の役員は会長1名、副会長2名、常議員8名よりなっていたが、会員数の増加とともに前述のように規則を改正し、役員も増し、昭和34年6月以来専務理事制度が創設され、日常の会務に直接タッチされるようになつた。昭和39年5月の総会以降には副会長も3人になり、その他の理事も一躍23人に増員され、監事が2名新設されるようになった。会長・副会長・理事は75名以上100名以内の評議員により選出される。このほか、各支部にはそれぞれ支部長はじめ数多くの支部役員が任命され、それぞれ土木学会発展のために尽力している。本会創立以来の歴代会長は下記のとおりである。

歴代会長

代	在任期間	氏名
1	大正3～5	故 古市公威
2	" 5～6	故 沖野忠雄
3	" 6～7	故 野村竜太郎
4	" 7～8	故 石黒五十二
5	" 8～	故 白石直治
6	" 8～9	故 広井勇
7	" 9～10	故 仙石貢
8	" 10～11	故 原田貞介
9	" 11～12	故 古川阪次郎
10	" 12～13	故 中原貞三郎
11	" 13～14	故 中山秀三郎
12	" 14～	故 中島銳治
13	" 14～15	故 目下部弁二郎
14	大正15～昭和2	故 吉村長策
15	昭和2～3	故 市瀬恭次郎
16	" 3～4	故 岡野昇
17	" 4～5	故 田辺朔郎
18	" 5～6	故 中川吉造
19	" 6～7	故 那波光雄
20	" 7～8	故 名井九介
21	" 8～9	故 真田秀吉
22	" 9～10	久保田敬一

23	昭 10～	11 故 青山士
24	" 11～	12 故 井上秀二
25	" 12～	13 故 大河戸宗治
26	" 13～	14 故 辰馬鎌藏
27	" 14～	15 故 八田嘉明
28	" 15～	16 故 中村謙一
29	" 16～	17 故 谷口三郎
30	" 17～	18 草間偉
31	昭和 18～	19 故 黒河内四郎
32	" 19～	20 鈴木雅次
33	" 20～	21 故 田中豊
34	" 21～	22 故 鹿島精一
35	" 22～	23 岡田信次
36	" 23～	24 岩沢忠恭
37	" 24～	25 故 吉田徳次郎
38	" 25～	26 三浦義男
39	" 26～	27 故 大西英一
40	" 27～	28 稲浦鹿藏
41	" 28～	29 平井喜久松
42	" 29～	30 青木楠男
43	" 30～	31 菊池明
44	" 31～	32 故 平山復二郎
45	" 32～	33 内海清温
46	" 33～	34 米田正文
47	" 34～	35 田中茂美
48	" 35～	36 沼田政矩
49	" 36～	37 永田年
50	" 37～	38 藤井松太郎
51	" 38～	39 山本三郎
52	" 39～	40 福田武雄

4. 総 会

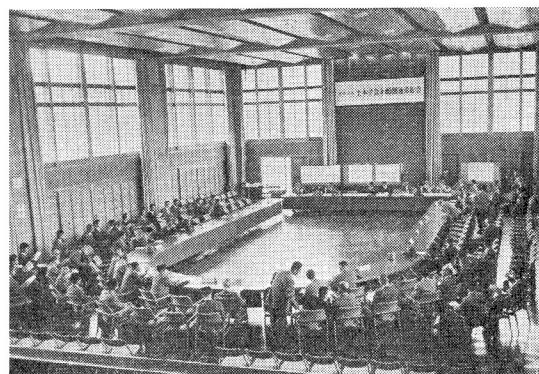
本会は創立以来定款にもとづき毎年定期的に開催されている。第1回の総会は大正4年1月30日東京において行なわれ72名の出席を得、前述のような発起人総会から創立に至るまでの経過報告が行なわれた。その後総会は毎年定期的に開催され、事業報告、決算報告、定款・規則の改正、名誉会員の推举、土木賞・吉田賞の授与、役員の紹介等があり、つづいて会長講演が行なわれている。戦後は各支部の整備とともに年次学術講演会と一緒に地方でも開催されるようになり、今年は50回を数えるに至った。1回以来、現在までの総会開催地はつぎのとおりであり、詳細な報告はそのつど学会誌に掲載されているので参照されたい。

土木学会総会開催地

回数	年 月 日	開催地	場 所
1	大正 4. 1. 30	東京	精養軒
2	5. 1. 22	"	"
3	6. 1. 13	"	帝国鉄道協会

臨時	6.	6.	22	東京	帝国鉄道協会
4	7.	1.	12	"	"
5	8.	1.	18	"	"
6	9.	1.	18	"	"
7	10.	1.	15	"	"
8	11.	1.	14	"	"
9	12.	1.	20	"	"
10	13.	1.	19	"	"
11	14.	1.	17	"	"
臨時	14.	3.	14	"	"
12	15.	1.	16	"	"
13	昭和	2.	1.	15	"
14	3.	1.	21	"	"
15	4.	1.	19	"	"
16	5.	1.	18	"	"
17	6.	1.	17	"	"
18	7.	1.	16	"	"
臨時	7.	11.	4	"	"
19	8.	10.	11	"	"
20	9.	2.	15	"	"
21	10.	2.	15	"	"
22	11.	2.	14	"	"
23	12.	2.	15	"	"
24	13.	2.	14	"	"
25	14.	2.	15	"	"
26	15.	2.	13	"	"
27	16.	2.	17	"	"
28	17.	2.	16	"	"
29	18.	2.	15	"	"
30	19.	2.	15	"	"
31	20.	2.	14	"	"
32	21.	5.	18	"	交通協会
臨時	21.	10.	5	"	"
33	22.	6.	14	"	"
34	23.	5.	29	"	"
35	24.	5.	28	"	"
36	25.	5.	27	"	東京大学
37	26.	5.	26	大阪	大阪大学
38	27.	5.	24	東京	早稲田大学
39	28.	5.	23	仙台	東北大学
40	29.	5.	29	東京	早稲田大学
41	30.	5.	28	福岡	電気ホール
42	31.	5.	26	東京	早稲田大学
43	32.	6.	1	北海道	北海道大学
44	33.	5.	24	東京	早稲田大学
45	34.	6.	13	広島	広島大学
46	35.	5.	28	東京	早稲田大学
47	36.	5.	27	名古屋	名工大学
48	37.	5.	24	東京	早稲田大学
49	38.	5.	24	京都	京都会館
50	39.	5.	29	仙台	七十七銀行

総会会場風景 (昭和38年5月・京都会館)



5. 会計

本会の創立以来現在に至るまでの会計は会員数の増加および物価の値上りとともにいちじるしい伸びを示している。とくにここ数年の間の伸びは目ざましい。これは土木事業の発展とともに学会活動もさかんになり会員会費のほかに、出版物の事業が増え、また委託研究による事業、および広告収入などが目立って増えているからである。この50年間の動きをグラフに示すと図のとおりであり、また最近10年間の年度末の決算状況は表のとおりである。

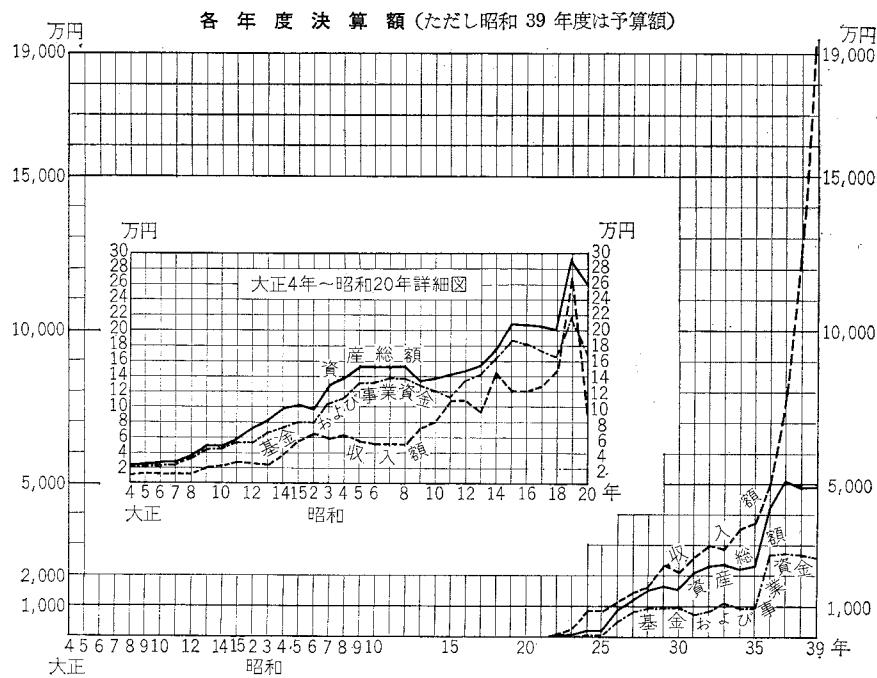
また創立当初の会費はつぎのとおりである、

会員	年額	12円
准員	"	6円
学生員	"	3円

また現在の会費は規則第11条に示すようになっているが、これは物価労銀の上昇に即応するための値上げや戦後の諸物価の高騰とともに、学会の事業を行なうための度々の値上げによったものである。

本会では特別会員制度の創設をはじめ、前述のように出版活動などをさかんにしてなるべく個人会費は値上げしないように努力してきている。

また、本会の会計は上記のように会費および各種の事業収入等のほかに基金がある。基金は故吉市公威・沖野忠雄両博士記念基金から故吉田徳次郎博士記念基金までその数は29件におよび金額は昭和39年3月31日現在で26670610円になっている。これらの基金により土木賞・吉田賞の一部はまかなわれている。なお、基金のうち吉田徳次郎博士記念基金は吉田賞会計として別に運営されている。



最近 10 年間の会計状態

(単位 円)

年 度	収 入	基金および 事業資金	資 产 総 額	備	考
昭和 29 年度	23 513 281	9 230 627	16 428 762	一般収入のほか 40 周年記念事業資金 6 239 440 円を含む	
" 30 年度	20 320 580	9 859 084	15 620 186	" "	582 138 円を含む
" 31 年度	25 691 559	6 964 482	21 123 526	" "	120 240 円を含む
" 32 年度	29 520 827	8 614 084	22 955 533		
" 33 年度	28 628 673	10 991 055	23 456 915		
" 34 年度	35 130 299	9 352 787	22 008 698		
" 35 年度	37 347 138	9 642 493	23 156 815		
" 36 年度	50 547 226	27 178 827	42 535 951	吉田博士記念基金 19 700 560 円増	
" 37 年度	78 397 942	27 181 864	50 909 576		
" 38 年度	125 726 629	26 670 610	49 322 100	年度中途につき収入は予算額 (50 周年記念事業寄付金 70 000 000 円を含む)	
" 39 年度	197 017 000	26 670 610	49 322 100	事業資金ならびに資産総額は前年度繰越額を示す	

6. 支 部

現在本会には 7 つの支部が設置されている。支部設置の順序は会員数の多かった関西地区に支部開設の要望がさかんに興り、昭和 2 年 10 月 31 日の役員会の決議によって大阪市に関西支部を設置した。

先輩の土木工学、技術振興に対する熱意の効果は、徐々にあらわれてはいたが、昭和 9 年からは、会員数は年々 1 000 人の伸びを見せ、先に示したようにグラフは急上昇している。その結果、昭和 12 年 4 月 17 日の常議員会は時勢の進展に即応して、地方在住会員に対するサ

ービスの改善を行ない、事業の発展を計るために、全国的に支部設置の緊急を要することを認めた。

地方会員もまた支部設立により、身近に行なわれる講習会、講演会、見学会などの行事を通じ、支部の活動を促進した。

このような気運のもとに、昭和 12 年 6 月には東北支部が仙台市に、同年 10 月に北海道支部が札幌市に、13 年 5 月に中部支部が名古屋市に、同 7 月西部支部が福岡市に、14 年 9 月に朝鮮支部が京城府に、16 年 7 月に華北支部が北京に、同 10 月に中国・四国支部が広島市に、18 年 6 月に台湾支部が台北市に設置され、それぞ

れ本会の目的達成のために、本部と緊密な連けいを保ちながら、地区会員の技術的活動の助成、講習会、講演会、見学会等の行事を通じ、会員の啓発につとめた。

終戦とともに、朝鮮、華北、台湾の各支部は自然解消となつたが、これらの概要については 20 ページに記述した。

国内に設置した上記の 6 支部は年々会員も増加し、支部活動も年を追うとともに活発となり、また、昭和 26 年第 37 回通常総会、第 7 回年次学術講演会を関西支部の実施で大阪市で行なつて以来各支部で本部と共に総会、その他の行事を行なうようになった。

支部も年々事務量も増加し北海道、関西、西部の各支部に専任職員を置き、支部活動はいっそう活発となつてゐる。最近、関東支部設置の気運が高まり、昭和 38 年第 49 回通常総会において本決りとなり、その後種々検討されていたが、創立 50 周年に当る本年 4 月 30 日支部設立総会が開かれ、ここに本会は 7 つの支部を数えるにいたつた。

満州国と運命をともにした満州土木学会は、転出した本会会員によって組織されていたので土木学会とは一身同体の関係にあった。これについては 20 ページで取り上げることにする。

つぎ各支部の変せんおよび支部長・幹事長を示す。なお各支部規程は 56~62 ページに一括して掲載する。

北海道支部

昭和 12 年 10 月札幌市に支部を設置し、北海道在住の会員の支部活動を目標として発足し、年々活動をさかんにしていたが、戦時中その機能もしばらく停止の状態となり終戦を迎えた。

その後次第に支部活動を充実し今日に至つては、昭和 37 年度において北海道総合開発計画の初年度を迎えるなどの客観的情勢を契機として土木工学の推進向上がよりいっそうの強化を望まれ、昭和 38 年 1 月 16 日から事務局を開設し専任職員を置き、逐次に支部事業は発展しつつある。

支部事業のおもなるものをあげるとつぎのとおりであるが、昭和 32 年に第 43 回通常総会および第 12 回年次学術講演会を実施した。

- ① 技術資料の刊行：昭和 26 年度より毎年刊行
- ② 支部奨励賞制度：昭和 35 年度より支部刊行の技術資料掲載論文で優秀なるものに対し支部奨励賞を授与し、支部総会において表彰した。

昭和 35 年度：3 編、36 年度：3 編、37 年度：2

編、38 年度：2 編、合計 10 編

- ③ 研究発表会：支部刊行の技術資料に掲載された論文 20 ~ 25 編を毎年度 2 月前後に開催発表する。
- ④ その他講習会 2 ~ 3 回、講演会 4 ~ 5 回、見学会 2 回などを計画し、年々参加会員の増加し盛会である。

つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年度	支 部 長	幹 事 長
昭和 12 年	吉町太郎一	鷹部屋福平
13 年	吉町太郎一	鷹部屋福平
14 年	神保金衛	大坪喜久太郎
15 年	神保金衛	大坪喜久太郎
16 年	小野諒兄	大坪喜久太郎
17 年	斎藤静脩	小川譲二
18 年	井口鹿象	小川譲二
19 年	岩崎雄治	小川譲二
20 年	佐伯利吉	板倉忠三
21 年	宮崎正夫	倉島一夫
22 年	樋浦大三	谷口勝
23 年	大坪喜久太郎	加納僕二
24 年	阿部謙夫	岩本常治
25 年	池田一男	横道英雄
26 年	江藤智	五味信
27 年	永田年	岩本常次
28 年	真井耕象	北村市太郎
29 年	田中彦敏	三丁目喜一郎
30 年	瀬田一雄	小川勝
31 年	佐藤豪	河原清一郎
32 年	小川譲二	伊福部宗夫
33 年	榎本万里	永井寛晃
34 年	今俊夫	尾崎康次
35 年	岩本常次	大橋茂
36 年	三島勇	七田正吉
37 年	猪瀬寧雄	穴井正吉
38 年	上戸斌司	林正道
39 年	酒井忠明	北郷繁

東北支部

昭和 12 年 6 月仙台市に東北支部を設置し、東北 6 県の会員の支部活動を目標として発足した。初代鶴見支部長のときから昭和 15 年まで、その事務局を仙台市南六軒町仙台高等学校内に置いていたが、その後東北地方建設局長（当時内務省仙台土木出張所長）の支部長就任にともない同所に事務局を移して以来現在に至っている。事業は各年度ごとに大小講演会を初め各種講習会、技術発表会、見学会、映画会など数えきれないほどであるが特筆すべきことは昭和 17 年 10 月第 4 回年次学術講演会を開催し、また昭和 28 年 5 月に第 39 回通常総会お

より第9回年次学術講演会を実施した。ついで昭和39年5月に第50回通常総会および第19回年次学術講演会を実施した。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年度	支 部 長	幹 事 長
昭和12年	鶴見一之	三島卯四郎
13年	鶴見一之	三島卯四郎
14年	鶴見一之	三島卯四郎
15年	金森誠之	内田泰郎
16年	匹田敏夫	内田泰郎
17年	匹田敏夫	内田泰郎
18年	匹田敏夫	内田泰郎
19年	内田泰郎	阿部清紀吉
20年	内田泰郎	小池啓
21年	内田泰郎	橋内徳治
22年	石田啓次郎	橋内徳治
23年	石田啓次郎	深井浩三
24年	伊藤信	深井浩三
25年	伊藤信	深井浩三
26年	照井隆三郎	青柳晴一
27年	照井隆三郎	青柳晴一
28年	照井隆三郎	三浦文次郎
29年	宮本保	市嶋武視
30年	宮本保	市嶋武視
31年	鶴屋蟻龍	樋浦大三
32年	佐藤清見	川瀬正俊
33年	佐藤清見	川瀬正俊
34年	平井弥之助	矢崎道美
35年	樋浦大三	伊藤直雄
36年	樋浦大三	佐々木茂雄
37年	小西則良	佐々木茂雄
38年	畠谷正実	佐々木茂雄
38年	金子収事	富所強哉
39年	{金子収事 佐藤史	富所強哉

関東支部

昭和38年5月第49回通常総会で設置することが定款に追加され、その後大世帯であるだけに準備に万全を期し昭和39年4月30日設立総会が開かれた。

設立後まだ日が浅く、種々企画立案中であるが、本部から引きついだ学生のための映画会を毎月1回行なっている。ほか、見学会として、東海新幹線の試乗会を行ない、非常な盛会であった。つぎに支部長および幹事長を示す。

年度	支 部 長	幹 事 長
昭和39年	当山道三	堺毅

中部支部

昭和13年5月名古屋市に支部を設置し、年々盛大になってきたが、戦時中一時活動は休止状態となつたが、終戦後24年5月久しく途絶えていた年次学術講演会（第5回）を名古屋市で開催してからは、急に活動は活発となり、36年には第47回通常総会と第16回年次学術講演会を実施した。

支部行事は年ごとに盛大となり、毎年講演会2回、見学会4回、講習会1回、研究発表会1回、技術講座1回等を開催して支部会員の技術知識の向上を啓発につとめている。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年度	支 部 長	幹 事 長
昭和13年	杉山栄	北沢忠男
14年	北沢忠男	塚本積
15年	田淵寿郎	比企野広治
16年	田淵寿郎	比企野広治
17年	田淵寿郎	比企野広治
18年	花井又太郎	比企野広治
19年	富永正義	比企野広治
20年	不明	不明
21年	不明	不明
22年	鈴木鹿象	亀一
23年	佐々木銑	亀一
24年	佐々木銑	亀一
25年	比企野広治	井利一郎
26年	立神弦洋	田秋夫
27年	石川栄次郎	高桑鋼一郎
28年	松本吾治	三見三郎
29年	大林勇	重蔵
30年	杉戸清	和幸
31年	前田一三	太郎
32年	石田二郎	上幸
33年	中島武	正文
34年	大橋英規	三男
35年	吉川吉三	新栄
36年	中谷茂一	一武
37年	松見三郎	則
38年	井上幸太郎	重幸

関西支部

昭和3年創設以来36年を経ている関西支部は、当初大阪、京都、兵庫、奈良、滋賀、和歌山および岡山の2府5県の会員を目標として発足したが、中国・四国支部の設置に際して岡山県を分離し、昭和27年には福井県を包含した。

創立以来本部との連けいを密にし、また専任職員を置

き各種の事業を活発に行なって來た。なかでも土木工学研究会、関西工学連合講演会、通俗講演会などは毎年開催していたが最近では支部年次学術講演会、通俗講演会、各種講習会、技術講座、研究会、見学会などを行ない、また数多くの出版物を刊行している。

昭和 33 年 9 月には支部創立 30 周年記念座談会を開催、パンフレットを作製した。

本部関係で実施したものは、昭和 12 年第 1 回年次学術講演会、昭和 26 年 5 月第 37 回通常総会、第 7 回年次学術講演会、昭和 38 年 5 月第 49 回通常総会、第 18 回年次学術講演会、昭和 39 年 7 月水工学コース研修会などである。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年 度	支 部 長	幹 事 長
昭和 3 年	真田 秀吉	佐藤 佐彦
4 年	直木 優太郎	佐藤 佐彦
5 年	坂本 助太郎	佐藤 佐彦
6 年	島 重治	近藤 博夫
7 年	佐藤 佐彦	近藤 博夫
8 年	岩田 成実	近藤 博夫
9 年	松島 寛三郎	近藤 博夫
10 年	永井 専三	島崎 孝彦
11 年	清水 熙	島崎 孝彦
12 年	高西 敬義	島崎 孝彦
13 年	島崎 孝彦	荻原 基治
14 年	福留 並喜	荻原 基治
15 年	平野 正雄	大島 太郎
16 年	橋本 敬之	大島 太郎
17 年	佐藤 利恭	兵藤 直吉
18 年	高橋 逸夫	兵藤 直吉
19 年	高橋 嘉一郎	大塩 政治郎
20 年	林 千秋	大塩 政治郎
21 年	近藤 博夫	下間 伸都
22 年	三輪 周蔵	下間 伸都
23 年	原口 忠次郎	下間 伸都
24 年	岩崎 雄治	浦上 衛門
25 年	和田 重辰	浦上 衛門
26 年	泉谷 平次郎	浦上 衛門
27 年	武居 高四郎	浦上 衛門
28 年	鈴木 角一郎	浦上 衛門
29 年	近藤 泰夫	浦上 衛門
30 年	野田 誠三	浦上 衛門
31 年	浦上 衛門	近藤 市三郎
32 年	稻垣 茂樹	近藤 市三郎
33 年	石原 藤次郎	近藤 市三郎
34 年	江口 譲	小西 一郎
35 年	近藤 勇	小西 一郎
36 年	高津 俊久	米谷 栄二
37 年	矢野 勝正	米谷 栄二

38 年	石田 聖	松尾 新一郎
39 年	山崎 博	松尾 新一郎

中国・四国支部

昭和 16 年 8 月 4 日広島市に同地方の会員の技術的活動の助成を目途として中国四国支部を設置し、同年 10 月 12 日広島市において盛大な発会式を挙行した。その後昭和 17 年には岡山、昭和 18 年には高松で支部総会を開催し、引き続き講演会、講習会等を各地で開催していくが、広島市は終戦直前に原子爆弾にあい、一時支部活動を中心止していたが、その後機能も次第に回復し、昭和 24 年度第 1 回支部学術講演会を山口大学で開催してからは、毎年秋、学術講演会を開催し、また見学会も毎年数回行なっており、昭和 30 年度よりは土木専攻の高校生の表彰、37 年度より大学卒業生に対する表彰も行なっている。また昭和 34 年には第 45 回通常総会および第 14 回年次学術講演会も行なった。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年 度	支 部 長	幹 事 長
昭和 16 年	佐土原 勲	大島 六七男
17 年	大島 六七男	西岡 宏治
18 年	大島 六七男	西岡 宏治
19 年	不 明	不 明
20 年	不 明	不 明
21 年	不 明	不 明
22 年	不 明	不 明
23 年	不 明	不 明
24 年	末松 栄	野田 英二
25 年	伊藤 令二	野田 英二
26 年	伊藤 令二	小林 真一
27 年	伊藤 令二	小林 真一
28 年	宮田 隆一郎	小林 真一
29 年	不 明	不 明
30 年	大野 台助	坂田 静雄
31 年	不 明	不 明
32 年	庄司 陸太郎	山本 三男
33 年	近藤 正雄	山本 三男
34 年	深谷 克海	池田 弘
35 年	不 明	不 明
36 年	庄司 陸太郎	網干 寿夫
37 年	山本 三男	鈴紀 喜久助
38 年	西村 敏男	銀山 匡助
39 年	内林 達一	内田 静夫

西部支部

昭和 13 年 7 月福岡市に設置、九州一円および下関市在住の会員を対象とする支部活動と親睦を目標として發

足し、年々活発な活動を展開していたが、昭和 16 年 10 月第 3 回年次学術講演会、昭和 30 年 5 月第 41 回通常総会および第 11 回年次学術講演会を実施した。

戦時中は一時活動を中止していたが、終戦後漸時回復し、毎年講演会、講習会、見学会等を開催し、支部所属会員の技術向上に貢献した。特に 28 年 6 月下旬西日本をおそった台風による未曾有の風水害には調査報告を作成し広く頒布した。37 年度から新材料新工法発表会を企画した。また同年 6 月から支部活動の活発化を計るために専任職員を置いた。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年 度	支 部 長	幹 事 長
昭和 13 年	君島 八郎	鮫島 茂
14 年	君島 八郎	鮫島 茂 長久保 信夫
15 年	西田 精	安蔵 善之輔
16 年	三瀬 幸三郎	松尾 守治
17 年	金森 誠之	芥川 雄
18 年	星野 茂樹	桑野 実代嗣
19 年	後藤 季総	大野 台助
20 年	松尾 守治	不 明
21 年	上山 鉄之助	不 明
22 年	杉山 宗治郎	立神 弘洋
23 年	鷹部屋 福平	富樫 凱一
24 年	伊集院 久	斎藤 卵之吉
25 年	大島 末信	岡本 丈夫
26 年	稻垣 茂樹	三浦 丈次郎
27 年	飯田 一実	穂積 健茂
28 年	田中 吉郎	山東 盛彦
29 年	能川 信之	田代 信雄
30 年	伊藤 剛	和里田 新平
31 年	近藤 勇	坂田 静雄
32 年	田中 寛二	吉川 吉三
33 年	渡辺 寛治	橋高 俊二
34 年	田代 信雄	武田 武男
35 年	田中 俊徳	藤村 達達
36 年	田中 寛治	有田 達
37 年	松尾 春雄	服部 典節
38 年	伊藤 道夫	日向野 良世
39 年	宇野 周三	長谷川 盛一
X	X	X

以上のように現在活発に支部活動を行なっている上記支部のほかに、前述のように海外にもつぎのような支部が設置され、それぞれ活発に活動を行なっていたのでその概要を記述する。

朝鮮支部

昭和 14 年 9 月京城府に朝鮮支部を設置し、同地区在

住の会員の技術的活動の助成を目標として発足し、当初会員の内外の往来がびん繁なときに当り、各方面に友交的飛躍を遂げていた。その後毎年支部総会、講演会、見学会等を開催していたが、戦争苛烈になるおよび自然その機能停止の状態となり、終戦後自然解消した。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年 度	支 部 長	幹 事 長
昭和 14 年	新田 留次郎	山岡 敬介
15 年	新田 留次郎	山岡 敬介
16 年	新田 留次郎	山岡 敬介
17 年	榛原 孝平	山岡 敬介
18 年	本間 孝藏	山岡 敬介
19 年	清水 幸次	小田 弥之助

華北支部

昭和 16 年 6 月 24 日に北京に華北支部を設置し、7 月 4 日盛大に発会式を挙行して、華北在住の会員の技術的活動を助成する目的で発足し、昭和 17 年には特殊技術講習会を開催し、18 年には講習会を 5 回、その他各種の会合を行なってきたが、戦争苛烈となり、その活動も意のとおり行なわれず、終戦を迎えたのである。つぎに歴代支部長および幹事長を示す。

年 度	支 部 長	幹 事 長
昭和 16 年	三浦 七郎	江守 保平
17 年	三浦 七郎	江守 保平
18 年	田淵 寿郎	秋草 黽
19 年	山中 良樹	上田 秀正

台湾支部

昭和 18 年 6 月 7 日台北市に台湾支部を設置し、同地方会員の支部活動を助成するを目的として発足し、昭和 18 年 12 月 4 日総会を開き、支部長 松本虎太氏以下役員を決定し、活動を開始する体制はととのつたのであるが、だんだん戦争苛烈となり、残念ながらそのまま終戦となつたのである。

× × ×

以上の海外における支部活動のほかに、戦時中の一時期ではあったが満州土木学会の存在は忘れることができない。その概要はつぎのとおりである。

■ 滿州土木学会 ■

満州土木学会は、昭和 15 年 9 月に設立されたので、本会ではこれと提携し、斯界の発達に貢献する目的で昭和 16 年 2 月 17 日総会において定款を改正し、満州土木学会の会員は本会員とみなし、人事交流のびん繁に行なわれる際も、互いに学術上の不便をともなわないよう

にし、わが土木学会誌にも同学会の記事を登載することとしたが、昭和 20 年第 5 回総会を開催後、互いに文通も自由ならず、消息不明のまま終戦を迎えたのは遺憾であった。つぎに満洲土木学会の歴代正副会長を示す。

年 度	会 長	副 会 長
昭和 16 年	佐 藤 応次郎	平 山 復二郎
		坂 田 昌 亮
17 年	平 山 復二郎	坂 田 昌 亮
		本 間 徳 雄
18 年	坂 田 昌 亮	鈴 木 長 明
	(本 間 徳 雄)	(坂 上 丈三郎)
19 年	鈴 木 長 明	宇 木 甫
		町 田 義 知

7. 事 務 局

学会の事務局は現在専務理事のほかに 31 名の職員がそれぞれ総務、編集、会計、事業、会員の 5 課に配置され、機関誌の発行、出版物の刊行および管理、会費の収受、委員会、講習会、見学会などに関する事務を行なっている。このように事務局の組織が確立されたのもつい最近のことである。専務理事制度がしかれる以前においては事務局は書記長が中心になっていた。しかし年々活発化する学会の発展とともに、その事務量も予算も増加し、ここに事務局職員も増加し今日に至った。

土木図書館の完成図

(2階建 1階 266 m² 書庫・閲覧室)
2階 336 m² 講堂・閲覧室)

